

社会福祉法人愛誠会
役員及び評議員並びに外部委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛誠会定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び社会福祉法人愛誠会が設置する委員会活動の外部委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう外部委員とは次のものをいう。

- (1) 評議員選任・解任委員会の外部委員
- (2) 苦情解決委員会の第三者委員
- (3) 入所検討委員会の第三者委員

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員並びに外部委員の報酬は、常勤、非常勤の勤務形態に関わらず、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事の報酬等の算定方法)

第4条 理事が理事会に出席したとき及び、理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により日額報酬を支払うことができる。

2 理事長については、その勤務実態に即し、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等の算定方法)

第5条 監事が理事会に出席したとき及び、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により日額報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等の算定方法)

第6条 評議員が評議員会に出席したとき及び、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表4により日額報酬を支払うことができる。ただし、社会福祉法人愛誠会定款第9条の定めにより、一人あたりの各年度の総額は五万円を超えないものとする。

(外部委員の報酬等の算定方法)

第7条 外部委員が各委員会に出席したときは、別表5により日額報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員及び評議員並びに外部委員の報酬は当該会議等に出席した都度、支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員並びに外部委員が、法人業務のため出張する場合の旅費については、「社会福祉法人愛誠会旅費規程」による。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止し、「社会福祉法人愛誠会 役員及び評議員並びに外部委員の報酬に関する規程」を平成29年7月1日から施行し、平成29年度定時評議員会より適用する。

別表1

業 務	金 額
・理事会出席 ・理事長の命を受けて理事会出席以外の業務にあたった場合	5,000 円

別表2

名 称	金 額
理 事 長 報 酬	月額 200,000 円

別表3

業 務	金 額
理事会出席	5,000 円
法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務のあたった場合（監事監査）	10,000 円

別表4

業 務	金 額
・評議員会出席 ・理事長の命を受けて評議員会出席以外の業務にあたった場合	5,000 円

別表5

名 称	金 額
評議員選任・解任委員会	5,000 円
苦情解決委員会	3,000 円
入所検討委員会	3,000 円